

**「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止について（平成25年6月18日）を受けた予防接種行政見直のための厚生労働省の取組（案）」に対する意見**

**全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士**

**1 （1）国の姿勢について**

提言では、「省としてこれまでの組織・体制の問題点を洗い出し、十分な改善策を講じることが求められる。」（48ページ）とされているところ、厚生労働省の取組（案）においては、この点について、「提言の第3『調査結果から抽出された問題点』で指摘された問題点が当時の厚生省にあったことを厚生労働省としても認識して、提言の第4『再発防止について』に沿った再発防止策を実施」とし、さらに、「予防接種行政の組織・体制については上記の取組により必要な改善を行ったが、今後とも、予防接種行政の状況を踏まえて対応が必要な問題点を洗い出し、組織・体制や施策のあり方の検討・見直し等を推進」としている。

しかし、提言の根幹は、厚生労働省が「組織・体制の問題点の洗い出し」の作業を自ら行うことであり、その作業を行うことこそが再発防止の出発点であると考えられる。

厚生労働省として、これまでどのように「組織・体制の問題点の洗い出し」を行ったのか、その経過・結果を明らかにすべきである。

**2 （2）再発防止策を全うするための組織のあり方の議論について**

提言では、「再発防止策を全うするための組織のあり方の議論を続ける機会や場を設ける必要がある」とされている。その趣旨は、あらためて組織論等の専門家を含んだ検討機関を設置して議論を続けるべきことを意味していることは明らかである。

したがって、「再発防止策を全うするための組織のあり方の議論を続ける機会や場の設置」をどのように行うかについて、B型肝炎訴訟原告団・弁護士と協議することはともかく、B型肝炎訴訟原告団・弁護士と協議することをもって、「再発防止策を全うするための組織のあり方の議論を続ける機会や場の設置」とする

ことは、提言の趣旨を没却するものであり、きちんとした検討機関を設けるべきである。

### **3 （3）自治体、医療従事者及び国民の姿勢について**

予防接種に関する情報・知見について、国は、通知等を発出するだけでなく、発出した通知が地方公共団体や医療機関等において、確実に履行されているかを確認する責務があり、その確認や改善を求める制度が必要である。どのような制度がありうるかの検討はすべきである。予防接種行政が自治事務であっても、国が発出した通知等の内容が確実に履行されていることを確認したり改善したりする制度を設けることが自治事務との関係で問題になるものとは考えられない（地方自治法に基づく国の一般的な関与のあり方としても、助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求、協議がある）。

### **4 （4）先進知見の収集と対応について**

予防接種に関する先進知見の収集・検討について、平成25年4月の予防接種制度の見直しにより組織体制を強化したとされるが、その強化の内容を具体的に明らかにし、ア～エ記載の各機関（ア厚生労働省、イ国立感染症研究所、ウ地方衛生研究所、エPMDA）が、それぞれに記載された機能を十分に発揮するための改善策、また、ア～エ記載の各機関が相互に連携して機能を強化するための改善策を具体化すべきである。

また、収集した先進知見をデータベース化して、関係機関はもちろんのこと国民からもアクセスできて有効に機能するようなシステムを構築すべきであり、そのような取り組みを推進すべきである。

### **5 （5）事例把握と分析・評価について**

副反応事例や事件事例の収集・分析について、被接種者が当該事例に関して医療機関を受診しない場合や医療機関からの情報提供が行われない場合もあることから、収集する情報を医療機関からの情報に限定することなく、収集の窓口を広げて広範な事例を収集するために、厚労省あるいはPMDA等が国民から直接情報を受け付ける方法（専用番号の設置等）等で能動的に情報収集を行うことも検

討すべきである。

## 6 (6) 現場への周知・指導の徹底について

現場への周知・指導については、上記3と同様の制度を検討すべきである。

また、予防接種従事者に対する研修については、B型肝炎訴訟の経緯や再発防止策の提言の内容を伝えるとともに、B型肝炎訴訟原告などの予防接種による被害者の声を聞く機会を設けることにも努めていただきたい。研修が技術的な面だけに終わることなく、人の生命健康に直結する予防接種の重要性を認識し、真摯に取り組む姿勢をもってもらう機会とするためには、B型肝炎訴訟原告などの予防接種による被害者の声を直接聞くことは極めて有効な手段である。また、時間もさしてかかる問題でもない。提言が、国、自治体、医療従事者の姿勢そのものに問題があったことを指摘している点を自覚して取り組んでいただきたい。

以上